

平成 21 年

第 1 回市議会定例会 議案第 52 号

函館市消防本部及び函館市消防署の設置等に関する条例の
一部改正について

函館市消防本部及び函館市消防署の設置等に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

平成 21 年 2 月 27 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市消防本部及び函館市消防署の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

函館市消防本部及び函館市消防署の設置等に関する条例（昭和 39 年
函館市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「422 人」を「412 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

消防吏員の定員を改正するため